

## 災害に 便乗した

# 悪質商法や詐欺にご注意

自然災害が発生した際は、それに便乗した悪質商法や詐欺が多発する傾向にあります。

### 事例

- 突然、被災者方を訪問し、「屋根が壊れている。すぐに修理が必要です。」などと申し向け、依頼もしていないのに勝手に工事を行い、高額な料金を請求してくる。
- 点検は無料と言われ見てもらったところ、「今修理をしないと大変なことになる。」などと言われ、見積もりも作らず高額な値段で契約を迫ってくる。
- 「保険金で家の無料修理ができる。」「安くリフォームできる。」などと申し向け、勧誘してくる。

### ～被害にあわないために～

### 対策

- 勧誘等されても、すぐその場で契約せず、家族や友人などに相談する。
- 怪しいと感じたら、消費者行政センターや最寄りの警察署に相談する。
- 保険による保証の対象になるかは、契約の内容にもよりますので、もう一度、契約書の内容を確認して保険会社に問い合わせる。

### おかしいと感じたり、被害に遭われたら

・消費者ホットライン

局番なし ☎188 (最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

・川崎市消費者行政センター

044 (200) 3030

・最寄りの警察署

相談時間：月～金曜日（祝日除く） 9:00～16:00

土曜日（祝日除く） 10:00～16:00

※金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付

※土曜日は電話相談のみ受付



問い合わせ先 川崎市市民文化局地域安全推進課  
電話 044-200-2284